

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中野区丸山一丁目2番1号

氏名 中野運輸株式会社
代表取締役 松原 美紀子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 6月 28日

許可の有効年月日 令和10年 6月 27日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取扱う産業廃棄物の種類
ア 圧縮梱包：廃プラスチック類
イ 圧縮：金属くず

(以上1種類)

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区堀之内一丁目1番11号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	2.44(t/日)		平成25年5月16日		
圧縮	金属くず	3.84(t/日)		平成25年5月16日		
	金属くず (スチール缶)	3.84(t/日)				
	金属くず (アルミ缶)	1.29(t/日)				

3 許可の条件

- (1) 圧縮の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
(2) 圧縮梱包の作業時間は、原則として13時から17時までとすること。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 25年 6月 28日 新規許可
令和 5年 6月 28日 更新許可 第2回
令和 5年 12月 22日 変更届 圧縮梱包作業時間・処理能力の変更（一般廃棄物処理追加に伴う）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産廃エキスパート

都認定番号：3-22-C0093